

清代薊糧考

名古屋大学東洋史研究報告 三〇号 二〇〇六年三月発行

山本 進

はじめに

永樂帝の北京遷都以降、明清両王朝は北京に都を置いたが、現在の河北省だけでは首都の食糧確保がほとんど不可能であるため、大運河を開削し、南方諸省より米穀を徴収して京師に運ばせた。これが漕運である。漕糧は江南の江蘇・浙江・安徽・江西・湖北・湖南六省および華北の河南・山東二省より供出され、江南では稲米（コメ）が、華北では粟米（アワ）が徴収された。

京倉や通倉に収貯された漕糧は首都に常駐する軍隊や官僚へ俸給として支払われ、彼らがその一部を米舗に販売することにより、市場へも出回った。とは言え、漕運は需給関係に

規定された民間の米穀流通とは異なる、国家による政策的な食糧輸送である。私がかつて、全国市場から相対的に自立し、手工業生産地を核としてその周縁部に食糧供給地域を配したひとまとまりの空間を地域経済圏と捉え、華中南に湖広・四川・福建・広東という四つの地域経済圏を見いだした。また華北東部にも、直隸南部・山東北西部の棉業を核とする地域経済圏の萌芽を読み取った。¹蘇州や漢口・重慶など市場の中心では、商品生産が周縁より食糧を吸い寄せていたのである。これに対し、漕運による京師への食糧集積は明らかに政府需要に応じたものであり、地域間分業に基づくものではない。確かに、清代には国家財政を起点とした北京周辺での制錢散布など、省規模の経済政策が実施されるが、そこから直隸「地域経済」を見通すことは困難である。²漕運は本来、市場から

独立した国家流通であった。

さて、本稿が考察の対象とする薊糧とは、薊州に輸送し消費されるべきものと定められている漕糧のことである。北京の東郊に位置する薊州は、明代九辺鎮の一つである薊鎮の中心で、清代にも駐防八旗が置かれていたが、その兵餉は明代より豫東二省から天津に至り、海河（直沽）・薊運河を經由してもたらされる漕糧^② 薊糧によって賄われていた。薊糧はまた東の遵化直隸州や北西の密雲県に撥運（転送）され、陵糴すなわち皇陵維持のための官兵の食糧として用いられた^③、駐防八旗の兵餉に充てられたりした。

薊糧は京師を防衛し皇陵（東陵）を管理するために必要不可欠な食糧であるが、はるばる豫東二省から運搬するため、多大な輸送経費を要する。また江南六省の漕糧と較べると数量が限定的であるので、市場から調達することも全く不可能ではない。そこで政府は、陵糴や駐防兵米など薊糧の転用部分をできる限り現地で確保しようとした。具体的には、官兵に銀を与えて市場の米を買わせる折銀支給方式や、政府が市場から米を買い付けて配給する採買方式が採られた。これによつて漕運は、部分的にであれ市場流通との繋がりを持つようになつたのである。

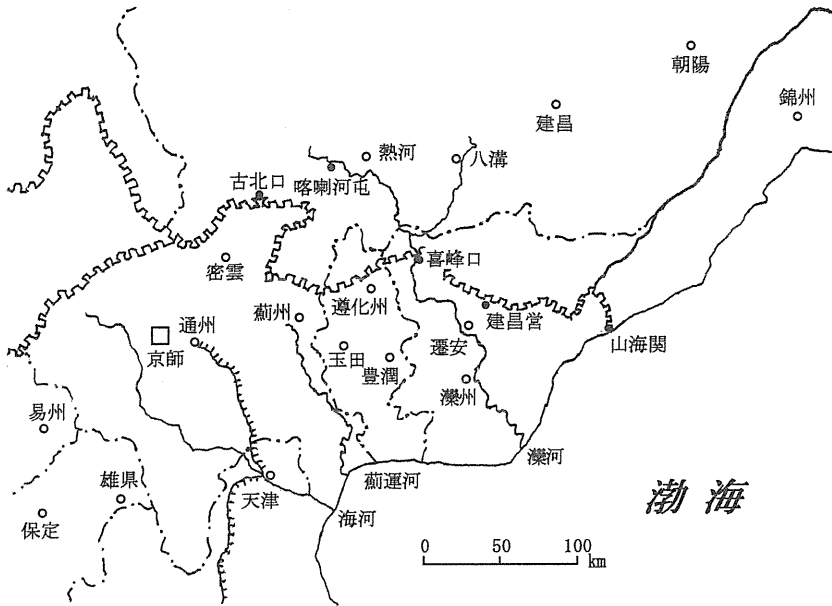
それでは、陵糴や兵餉に供された市場米はどこで生産されたのであろうか。また政府はどこでその米を買い付けていたのであろうか。本稿では薊糧撥運を題材として、清代直隸北部の長城内外における穀物需給について検証し、併せて国家流通と民間流通との對抗関係、具体的には後者の発展による前者の必要性喪失過程について考察する。

一 清初の薊糧

薊糧とは豫東二省で徴収され薊州一帯で使用されるべき漕糧のことを指すが、実数は定かでない。明代には実際に渤海湾經由で米を薊州に送っていたようであるが、兵餉の貨幣支給が進んだ清代には形骸化した^④。康熙三年（一六六四）より薊州鎮の駐防官兵および通州・永州兩鎮の兵で薊州にて皇陵守護に当たる者の兵餉は折銀支給に切り替えられている^⑤。その薊糧が再び実体を持つようになったのは、康熙三四年（二六九五）に山東の漕粟米三万六〇〇石を截留（留置）し、薊州に撥運して陵糴や駐防兵米に充當されたからのことである。

この施策について、『清史稿』卷一二二、食貨三、漕運に

清代直隸省北部地図



よれば「撥運なる者は、山東・河南運ぶ所の薊州糧を截留し、陵糶及び駐防兵米に撥充せる者也」とあり、既存の薊糧の一部を割いて陵糶や兵餉に転用したものと理解する。しかし『漕運則例纂』卷一八、截留撥運、京外截撥に「薊州の官兵匠役および綠旗兵丁が毎年必要とする粟米は三万六百日零である。康熙三四年、以下の如く題准した。山東の正兌漕糧の粟米から規定の數量を截留し、山東の船が既に通り過ぎた場合には江南の秣米（麦）を截運せよ」とあるように、撥運の対象となったのは「薊糧」ではなく、山東の正兌漕糧（粟米）もしくは江南の漕糧（稻米）であった。また乾隆二十一年刊『直隸遵化州志』卷四、賦役、薊州漕糧には、康熙三四年より漕糧の撥運が始まり（遵化州は毎年粟米一万八八〇石を収め、乾隆前期には三万余石に達す）、康熙三八年には薊州城内に薊倉一五座が建てられた（内遵化州の分は六座）ことが記されており、薊糧を薊州方面に運ばれ備蓄された漕糧と捉えている。これらことから、清初より康熙三三年まで薊糧は存在せず、康熙三四年より撥運された漕糧のことを薊糧と呼ぶようになったものと考えられる。以下の行論では、清代の薊糧を薊州方面に撥運された漕糧とする。⁸⁾

薊糧が創設された最大の理由は陵糶の確保であった。薊州

とその東に位置する遵化州・豊潤県の三州県には皇陵が置かれ、これを建設し管理するため大勢の軍隊・官僚・職人が当地に配置されていたが、彼らの食糧である陵糶は康熙三三年までは採買によって賄われていた。道光『薊州志』卷三、建置、餉糶始末に記された薊糧開始に至る経緯は次の通りである。

康熙元年に孝陵の建設が始まって以来、遵化州が食米採買の任に当たっていたが、同州の負担が過重なため、康熙一八年より薊州と豊潤県も分担するようになった。康熙二十七年には道路が迂遠な豊潤を免除し、遵薊二州が粟米三万余石を採買するようになった。しかし康熙三四年、官兵の買米により畿東の米価が騰貴したので、康熙帝は内大臣郎坦らに命じて薊州への米穀輸送が可能な河道を調査させ、水深の浅い箇所を掘削して、天津衛から新河口を経て薊州の五里橋まで漕糧を輸送することを決定した。

薊糧の総額は毎年粟米三万六〇〇石であり、当初は山東の漕糧を截留し、天津の紅剥船一五〇隻を用いて、毎隻一〇〇石を積載し五里橋まで運んだ（一〇〇里につき銀一兩三錢二分の輸送費を支給）が、康熙三十六年からは山東と河南が一年交代で薊糧を供出し、通州などの衛所の小船を用いて輸送するよう改められた^⑤。

薊糧の開始以前、遵薊豊三州県がどこから食糧を買い付けていたのかは不明である。ただ豊潤県より遵薊二州がより近いと判断されていることから、やはり薊糧と同様、天津方面からと考えるのが順当である。採買から漕糧の撥運に切り替えられたのは、需要の増大に市場が堪えられなくなり、米価が高騰したからである。

この後しばらく陵糶は薊糧によって確保されたが、やがて粟三万石では足らなくなり、康熙五〇年からは三州県が不足分を採買によって補填するようになった。『大清世宗憲皇帝実録』卷八五、雍正七年（一七二九）八月辛亥の条に収録された上諭によると、「これまで三陵の俸工米石は漕米を截留して支給していた。ところが康熙五〇年に漕米が足らなくなったため、直隸巡撫の題請に基づき、今後不足分の粟米については、政府より米一石につき銀一兩を支給し、遵化・薊州・豊潤三州県に命じて採買させるようになった。しかし採買を委ねられた州県の吏胥が兵役と結託し、米の代わりに銀を支給して賄賂を授受するので、諭旨を降してこれを厳禁したものの、弊害は完全に除かれていない。一方州県は粟米を運ぶ際にしばしば輸送経費の不足分を立て替えねばならず、また米価が騰貴すると一時に購入するのが困難となり、官員や兵

役は長期にわたり待たされる。このように折銀採買は、地方官にとつても兵役にとつても不便である。そこで三陵事務大臣崇廉に命じて、三陵の官員・宦官・兵役が毎年必要とする俸工米石を白米・稷米・粟米に類別し、予め冊子を作つて戸部に報告させ、戸部は倉場に命じ、申請された量の官米を截留して三州県に分貯させ、雍正八年より陵糶を現物で支給せよ」とあり、康熙五〇年から雍正七年まで採買が併用されたことが知られる。但し、上諭に先立つ同年六月四日付け直隸布政使王蕃の奏摺によると、毎年の截漕米は三万七二五一石で、今年は更に一万石増やしたとあり、また和碩怡親王允祥らの奏摺にも、現在の截收漕米が三万五千石、毎年の需用が四万五千石とあることから、^① 薊糧自体も弾力的に積み増されしており、更に不足する分を採買していたようである。

雍正帝の採買停止令により吏胥の不正は一応改善されたであろうが、豫東二省の漕糧に占める薊糧の割合は一層大きくなったものと思われる。そもそも、この当時両省から直隸へ移出される民間の穀物は米麦雜糧合わせても山東が年間三三万石程度、河南が二六万石程度であった。^② 京倉に納められる正兌漕糧と通倉に納められる改兌漕糧の定額は、山東が二八万石と九万五六〇〇石、河南が二七万石と一一万石で

あつたが、両省とも当初より七万石が銀で折納されており、またしばしば減免や截留が行われたため、實際京師や通州に送られる漕米は定額を下回っていた。^③ 更に河南省では銀で徵收して市場米を採買する折銀採買や、銀のまま戸部に送付する折銀起解などの便法が採られていた。同省では清初より漕糧二五万余石を銀で徵收し、直隸省大名府の小灘鎮で粟米を採買していたが、康熙一五年には折銀起解に変更された。しばらくして折銀採買に戻されたが、糧餉騰貴を回避するため、康熙二二年には再び折銀起解となった。その後、康熙二九年には一年だけ本色で徵收され、康熙三二年には折銀採買から折銀起解となったが、康熙五八年以降は水運の便に応じて現物徵收と折銀を併用するようになった。^④ このように、分母である本色漕糧の供給は常に定額を大きく割り込んでいた。反対に分子である薊糧の需要は、採買停止令に加え、兵餉への転用なども随時行われたため、増大傾向にあつた。その結果、雍正一〇年、河東総督田文鏡が「河南・山東二省では粟米を漕運し、京倉に運び込んでいるが、数量は多くはなく、毎年陵糶を支給するとほとんど残らなくなる」と上奏しているように、^⑤ 当番年には一省の漕糧の大部分が陵糶に充てられる有様となった。

薊糧が豫東二省の漕糧を圧迫したため、政府は現地での食糧自給を試みた。その一つが、雍正三年の水災を直接的契機として翌年より灤州・豊潤県などで実施された営田政策である。営田では水稻作を行ったため、収穫された稲米は通倉に送って備蓄し、粟米に換えて薊糧に充てていたが、乾隆一九年（一七五四）より稲米を直接俸餉として支給し、その分薊糧を削減するようになった。また雍正九年には熱河に官兵を派遣し、開墾を行わせている。しかし新田開発は即効性に乏しく、薊糧を補填することは不可能であった。これに加え、政府は兵馬の飼料不足に対処するため、雍正一〇年に豫東二省の漕粟米の一部を黑豆一〇万石に振り替えた。雍正一一年には二万石が増され、乾隆二年には更に六万石分を振り替え、乾隆一六年までには粟米が三七万余石、黑豆が二〇万九千余石となったが、この年更に五万石を黑豆に転換した。薊糧の原資となる豫東の漕糧が漸減したため、政府はやがて採買を再開せざるを得なくなるのである。

二 熱河米の採買

乾隆七年（一七四二）夏、江蘇・安徽両省の長江以北に位置する淮安府・揚州府・徐州府・海州直隸州・鳳陽府・穎州府で大規模な水災が発生した。幸い豫東二省は被害を免れたが、漕糧や民間の穀物を江南救済に転用しなくてはならなくなった。そこで乾隆帝は上諭を発し、來年の河南の薊糧を停止して賑済に振り向けるよう指示した。また直隸提督塞楞額と熱河兵備道八十に命じ、古北口にて粟米四万石を採買し、遵薊豊三州県に運んで陵糶に充てさせた。一月には残る七千余石も古北口で買補することとなり、四万七千余石の薊糧全額が採買で確保された。

当初、この採買は臨時の措置として企画された。ところが、翌乾隆八年に直隸省の天津府や河間府で旱魃が発生し、賑済のための米が必要となったことをきっかけとして、採買は恒常化された。嘉慶『欽定大清會典事例』卷二六四、戸部、漕運、転輸薊易、乾隆八年の条に「直隸省の古北口外は、日ごとに開墾が進捗し、産米が増加している。そこで豊収の年には各地で採買を行い、四万七千余石を薊遵等倉に運んで陵糶に充

当せよ。残り皆通州に運べ。山東・河南二省が運ぶべき麩糧は、旧例に照らして通倉に運び備蓄せよ。もし米価が高騰したなら、従来通り二省に陵糶を提供させよ」とあり、米価が平賤であれば陵糶は採買により確保されるようになった。

古北口とは順天府密雲県の北にある長城の関所で、熱河への出口の一つである。乾隆初、熱河では耕地開発が進み、多くの穀物（恐らく粟米や雑穀であろう）が古北口を通って内地へ販売されていたらしい。従って、古北口外の米とは熱河米のことを指すものと考えられる。同年七月、天津一带の旱災救済を担当した直隸総督高斌によると、「古北口外は素より産米の地と称されていたが、近年しばしば米を採買し、内地に運んで兵や民に供給している」「八溝・鞍山屯は蒙古産米糧の集積拠点であり、官民ともこの両所で買い付けている」などとあり、熱河米はまず八溝などに集荷され、古北口經由で内地に流入していた。そして高斌は、今年は天津平糶分と併せて二、三〇万石を採買し、来年以降も熱河米の採買を継続すべしと奏請した。²⁴

だが、高斌が考えるほど熱河の穀物供給能力に余裕は無かった。同年十一月、四川道監察御史馬燮はこの間の状況を振り返って「私は七月一五日に熱河に到着したが、この時熱

河の米価は每石一兩二錢であった。地元民の話によると、数日前までは每石六、七錢であったが、月初めに二、三〇隻の船が（永平府）遷安県などから灤河を遡って熱河に近い紅石口に至り、米石を採買したため、米価はにわか高騰したらしい。私はこの話をあまり信用していなかったが、直隸総督高斌が、毎年熱河などで米二、三〇万石を採買すべしと奏請し、次いで直隸提督保祝が、現在米価は每石一兩三、四錢であるので、しばらく商人が熱河に入ることを禁止し、官の採買が終わった後に禁を緩めるべしと奏請したのを見るに及び、たとえ米糧が最も多い土地でも、ひとたび採買が行われると、たちまち米価が上昇するのだと覚った」と分析し、「今後は、毎年の陵糶は熱河などで採買し続けるが、その他の内地の米穀需要については、内地にて相互に融通すべきであり、軽々しく熱河での採買を唱えてはならない。今回官米を奉天で収買したり、八溝で買ひ足したりした後、古北口にてしばらく商人の来訪を禁止し、熱河一带の各地の人民が家ごとに食糧を備蓄し得た後、再び交易を解禁せよ」と提議した。²⁵ 高斌は熱河米の移出余力を過大評価し、毎年数十万石の採買も可能であると考えていたが、実際には、内地が米不足になると古北口だけでなく灤河方面からも米穀が流出し、熱河はたち

まち米価騰貴に陥ったのである。加えてモンゴル人も米穀の販売に慣熟しておらず、当地の米穀市場は甚だ不安定であった。²⁸⁾

果たして、一二月になると八溝での採買に反応して米価が高騰し、高斌も採買を一時中止すべしと奏請した。しかし翌九年正月、乾隆帝は「朕が思うに、関外の米は毎年春先には下落する。まして採買停止の情報が伝われば、奸商は必ず買占めをしないであろう。もしこの時に採買を行えば、量の多少にかかわらず成功を収めるであろう」と判断し、たとえ少々価格が上がっても、内地の喫緊の需要を満たすため、できるだけ多くの米糧を確保せよと命じた。²⁹⁾ また、関外への移民規制を一時的に緩め、天津・河間兩府や豫東二省の被災民が八溝や奉天に流れることを容認した。³⁰⁾

そしてこの年の陵糶四万石は八溝などで採買され、薊州と遵化州に撥運された。豫東二省の薊糧は全て停止された。³¹⁾ この時、遵化州知州嚴文照は直隸総督高斌に「薊州は遵化の西一二〇里に在る。八溝の米石は喜峰口經由で薊州に運ばれるので、必ず遵化州城を通る。そこでもし旧例に従い遵化州倉に備蓄すれば、遵化―薊州間の車価五千余両が節約できると稟請している。³²⁾ 嚴の言う喜峰口とは、灤河と長城との交点

に設けられた関所であり、八溝で陵糶として買い付けられた熱河米は喜峰口經由で遵薊二州に運ばれたようである。

ところで、この当時熱河米を内地へ移入する経路には、陸路古北口を通過して京師に向かう道と、喜峰口を通って灤河を下り、渤海湾に出て天津に向かう道とが存在した。乾隆一六年、直隸総督方觀承（乾隆一四年七月―乾隆三三年八月在任）の奏摺によると、「口外の産米の各庁について言えば、四旗（豊寧）は灤河の勢いが強く、また早瀬や岩礁も多いので、水運に適さないが、喀喇河屯（灤平）・熱河（承德府治）・八溝（平泉州）の三所は、灤河による水運が可能である。但し喀喇河屯と熱河の米は、これまで採買の年には、皆古北口・密雲・通州などに運び出していた。陸運だと費用はかかるが、距離がより近いからである。今もし灤河を水運すると、渤海湾より天津に転運することにより、はじめて水路が通じる各州県に分配することができる」「私が思うに、灤河は口外に通じる糧道であり、実に便利である。現在民間が運ぶ米石は小口の販売ではあるが、永平府の各州県は食糧供給の恩恵を受けている」とあり、採買には古北口經由の陸運を用いるが、民間の穀物流通には輸送経費が割安な灤河の水運が用いられていた。

灤河上流からもたらされる熱河米は、奉天の雜糧と並んで永平府や天津方面の食糧需要を大きく支えていた。嘉慶『灤州志』卷一、疆里、風俗、商には「……その他の商人としては糧店が最も盛んである。何故なら関東や口外より余剩穀物を購入し、食糧が不足する南西の府県に販売するからである」とあり、奉天・熱河からの移入と天津方面への移出を伝えている。また、光緒『灤州志』卷八、封域中、風俗によると「行商や坐買の中では糧客が最も盛んである。昔は遷安県の建昌營より口外の食糧を運び入れ、陸路開平に転運し、食糧が不足する南西の府県へ販売していた。道光初年に至ってはじめて灤河經由に改められ、梭船（桴の形をした船）を用いて八溝の食糧を運び、城内に備蓄して食糧が不足する周辺地域に販売したが、州南部の八社がこれを最も頼りとした。咸豐年間（一八五一—一八六一）以後、大莊河の民船が海を渡り、関東の食糧を運んで沿海一帯に供給したので、当地の糧価は少し下がった」とあり、以前は遷安より陸路熱河米を移入していたが、道光初より灤河の水運を利用するようになり、咸豐期には奉天産穀物の移入も始まったとされる。但し、既に述べたように、灤河水運の開始時期は乾隆初まで遡るべきであろう。なお、開平鎮は灤州の西部にあり、豊潤県との境に

位置する。民国『灤県志』卷一四、実業、商業によると「開平には糧舗が最も多く、各家の食糧購入量も最も多い。毎年春になると当地では食糧が売れず、それ故常に他地域へ販売する。近年交通が便利になったが、糧舗はなお健在である」とあり、同鎮は清末まで穀物の集散地として栄えていた。永平府の商品流通は、同治『昌黎県志』卷一〇、志余、風俗、商に「当地は交通の要衝でないため、富商大賈はいないが、粟米は関東・口外より移入し、綢緞は蘇杭・京師より招来される」とあり、また同治『遷安県志』卷八、輿地三、風俗に「貿易を行う商人は常に関外へ往き来する。店舗を構える商人は棉布と米穀を重視し、他に特異な商品は無い」とあるように、奉天・熱河からの穀物と内地からの衣料との交換が中心であった。

話を陵糶に戻そう。乾隆八年・九年に続き、乾隆一〇年五月にも、前年の地丁銀を資金として八溝などより陵糶を採買する計画が立てられた。^②しかし六月には宣化府と古北口一帯で旱災が発生し、熱河の米価騰貴が懸念されたため、乾隆帝は昨年天津北倉に截留しておいた漕糧の中から十数万石を動撥し、密雲県・宣化府・古北口に運んで救済せよと諭令した。^③七月には、八溝で採買する予定の粟米は被災地域の賑濟

に振り向け、陵糶は旧例通り豫東二省の薊糧で確保せよと命ぜられた。^⑧八月の時点では、漕糧一万五千石、常平倉米と内務府倉米一万二千石が平糶に投入された。ところが平糶が始まり、日照りも止むと、米価が下がり始めたので、直隸総督那蘇図の奏請により密雲・古北口での平糶は停止された。ただ熱河駐防八旗の兵餉が不足するため、八溝での採買は実施された模様である。^⑨

乾隆一一年には凶作の記録が無く、那蘇図は陵糶および近隣州県の倉儲用として熱河米九万余石を採買している。^⑩しかし乾隆一二年七月、八溝での陵糶採買を奏請した那蘇図に対し、乾隆帝は①採買と薊糧とを比較すると輸送経費がほとんど変わらない、②採買の費用として正項錢糧を酌撥（転用）しなくてはならない、という二点からこれに反対し、今後陵糶は漕米で確保し、八溝の米は現地で備蓄して熱河の救荒に充てよと諭令した。そこで那蘇図は、本年の陵糶を薊糧で賄い、酌撥した司庫銀二万五千両は熱河道に送り、熱河各庁にて穀物を備蓄するよう手配した。^⑪ところが、九月に入ると山東で水災が発生し、山東巡撫阿里衮は薊糧四万七千石を含め同省の漕糧を全て截留して賑済に充てることを奏請した。乾隆帝はこれを裁可し、陵糶是那蘇図が八溝で採買した熱河米

を用いるよう命じた。^⑫

とは言え、乾隆前期は全国的に米価が騰貴し、採買に対する風当たりが強まっていたから、原則的に熱河米採買を中止し、薊糧を復活せよという乾隆一二年の諭旨は有効性を失わなかった。乾隆一六年に天津・武清などが偏災に見舞われた時、直隸総督方觀承は「思うに、遵化・薊州・豊潤の三州県が毎年提供する陵糶は、豫東二省の漕粟米を順番に撥運して確保している。以前は八溝一带と遵薊との距離が近いため、該処の米価が安い年で、別に東豫の漕米を必要とする地域が発生した時には、上奏して財政を出動させ、八溝で採買して遵薊に運び、陵糶を供給していた」という先例を挙げ、現在八溝の米価は毎石九錢五分であり、九錢まで下がる可能性があるので、「もし来年撥運すべき陵糶五万一千石を八溝で採買して遵化に運び、河南省の漕粟米は天津北倉に截留して各県の來春の借糶の用に充てるなら、瞬く間に民食にとつては大愛好都合となり、財政にとつても有益無害となるであらう」と提案した。^⑬この案は裁可され、翌一七年四月には米五万一千石の採買が完了している。^⑭

方觀承は乾隆一二年令を尊重しながら、薊糧に支障が発生した場合には積極的に熱河米採買を実施すべきだと考えてい

たらしい。この年七月、乾隆帝が各省の督撫に採買の停止を諮問した際にも、彼は「八溝一帯は毎年十一月になるとモンゴルの各地から米糧が集積し、これまでの動項取買は頗る有益であつた」と返答している^①。彼はまた、採買の原則停止が確定した後も、「直隸地方の情勢は南方の諸省とは異なり、米穀需給が逼迫する年には、上奏を経て八溝や奉天で採買を実施しているが、民食を妨げたり米価騰貴を惹起したりしたことは無い」と上奏し、従来通り採買を継続すべしと訴えている^②。

この後、陵糶のための熱河米採買は史料から姿を消す。乾隆二〇年には、方觀承に対し八溝などで米糧を採買して熱河（承德府治）の備蓄を強化せよとの命が下されており、採買政策より倉儲政策が優先されたことをうかがわせる。乾隆二七年、直隸が凶作となつた時、方は「八溝庁の貯米は既に薊州・豊潤・玉田の三州県が借糶しているので、冬の間には四旗庁や塔子溝庁（建昌）の貯米を通州に運び出し、春になれば周辺の州県に受け取らせて平糶させよ」と奏請していることから、内地が米不足に陥つた時には、熱河米の採買ではなく熱河倉儲の酌撥により対処していたらしい^③。

以上のように、清初より乾隆前半までの陵糶確保手段は、

①康熙初年から康熙三三年までは内地米採買、②康熙三四年から康熙四九年までは薊糧撥運、③康熙五〇年から雍正七年までは薊糧撥運と内地米採買の併用、④雍正八年から乾隆六年までは薊糧撥運、⑤乾隆七年から乾隆一二年までは熱河米採買、⑥乾隆一三年以降は薊糧撥運へと目まぐるしく移り変わった。政府の方針は薊糧撥運と採買との間を往き来していたが、採買の対象地は天津方面から熱河へと移っている。また薊糧に戻つた時でも、河南省は漕糧の一部を折銀採買しているように、国家財政を使つて市場から粟米を買い付け、現物で支給するという点では、薊糧撥運と採買とは似たような政策であつたと言えよう。

三 折銀支給への転換

乾隆中期までの陵糶は、薊糧か採買かを問わず、何れも現物で支給されていた。しかしこれは乾隆三〇年（一七六五）より折銀支給に転換された。嘉慶『欽定大清會典事例』卷一六四、戸部、漕運、転輸薊易、乾隆三〇年の条に「東豫二省が薊運する陵糶のための粟米および馬蘭鎮の官員・兵役人等が受領する粟米は、輓運が困難なため、悉く折色支給に改

めよ。粟一石につき一律銀一兩四錢を支給し、兵役人等に隨時雜糧を購入させよ。豫東二省が徴収すべき米の代わりの銀兩(米折銀兩)は全て、直ちに直隸の布政司庫に送金して収貯し、布政司が実数を調べた上で、俸餉銀兩と併せて遵薊豐三州県に発給し、官兵らに支給せよ。馬蘭鎮標の兵丁の米折銀兩も、この例に照らして毎月支給し、随時米を買わせよ。本来運ぶべき薊糧の白米・粳米・糯米三項については、従来通り本色を徴収して支給するが、薊倉まで運んで引き渡すか否かは、倉場侍郎と協議して執り行うことを許す。薊運の漕船は直ちに停止せよ。薊運河の掘削や毎年の修繕の銀兩は全て省略し、支出してはならない」とあり、この年から陵糶および馬蘭鎮の兵餉は毎石一兩四錢で折銀支給されるようになった。^④

陵糶の余米約二万二千石はしばらく救荒用として薊倉に備蓄されていたが、毎年の更新が負担となり、また馬蘭鎮から粟米が安定的に供給されていることから、乾隆三十六年、総督楊廷璋によって半数が売却され、乾隆三十八年、総督周元理によつて残りも常平倉に繰り入れられた。^⑤これに伴い薊倉も不用となり、遵化州は薊州城内にある薊倉六座三〇間の内の二〇間を乾隆四三年に解体して売却した。但し、折銀後も豫

東二省は現物での徴収を続け、これらの粟米を水運の便の良い州県に備蓄して、賑恤・平糶や兵米の補填などに利用していた。^⑥従つて、両省が直隸布政司に起解すべき米折銀兩は別項より捻出されていたようである。

薊糧撥運が停止された理由は、同年一〇月の上諭に「薊州への米石漕運は海河の輓運が困難なため、豫東二省の船運を停止し、銀で徴収するよう改めた」とあるように、天津と渤海湾を結ぶ海河が通行困難になったためである。政府としては、海河や薊運河など撥運に必要な河道の浚渫経費を節約したかったであろう。果たして、撥運停止以降、薊運河は急速に淤塞した。前出道光『薊州志』卷三、建置、餉糶始末によると「乾隆三〇年に至つて、河道に泥が堆積して通りにくくなり、また鉄砲水が突然発生し、軍船七隻が沈没したため、直隸總督方觀承が題請して截漕撥運の例を停止し、陸運に改めた」^⑦「我が清朝が陵糶を設立し、米石の運搬が差し迫つて必要となつたが、倉場侍郎徳珠は心を尽くして計画を立てることができず、軽率に薊糧撥運の例を定めたため、民は掘削の徭役に煩い、官は費用の捻出に苦しみ、軍船は沈没の危険にさらされた。直隸總督方觀承が奏請して薊糧を停止し、陸運に改めたことにより、官民は浚渫の苦累を免れるように

なつた。しかし蘄運河はこれにより淤塞し、通商の利益も喪失した」とあり、撥運の停止で官民の負担は消え去つたが、天津―蘄州間の水運の便も損なわれた。

州志は方観承が陸運に改めたと語るが、これは編者の誤解である。ただ、折銀支給を發議した承辦東陵事務固山・貝子・允祈らは、「今後折銀支給が実施されると、附近の郷民や舖戸は兵役が毎日必要とする物が何であるかを知り、米を買つて流通させるので、欠乏をきたさないはずだ。且つ遵化と八溝との距離は三〇〇里であり、これまで八溝の米糧が喜峰口經由で遵化へ大量に移出されてきた。そこで州城の舖戸は堆房（米蔵）を開設し、米糧をまとめ買ひして備蓄し、小売りもしている。今後は当該州庁に命じて、内外の商販に曉諭し、米糧販売所を増やして継続的な利益の確保を図るよう教示すべし。もし端境期や長雨に当たり、偶然市集の米糧が減少すれば、方観承が遵蘄二州を督率して、まず予め計画を立て、四郷の米を市場に導入して欠乏を防ぎ、適当な頃合いに堆房の備蓄を販売させ、引き続き居民を招致して、附近に開設される米舖の数を日ごと漸増させるべし。（そうすれば）一、二年の間に交易は熟し、店舗は足り、心配も無くなるであろう」と述べており、蘄糧停止以後は民間の米穀流

通を促進し、八溝から喜峰口經由で陸路移入される熱河米に蘄糧の代役を務めさせることが期待されていたらしい。恐らくこれが「改為陸運」と見なされたのであろう。

この後、嘉慶二年（一八〇七）まで、陵糶のため蘄州に運ばれる本来の蘄糧は姿を消す。ただ前述の通り、豫東二省は現物徴収を続けたため、財政上の呼称としての「蘄糧」は残存した。漕運全書によると、密雲の駐防官兵が必要とする食糧は、馬蘭鎮の例に倣い毎石銀一両四錢で折銀支給されていたが、乾隆四五年に市場米の購入が困難となつたため、半数を現物支給することになり、豫東二省が毎年徴収する蘄糧項下より本色米二万三千石を撥運するようになったとある。^⑤しかし実録が引く、直隸総督袁守侗の議奏に対する戸部の議覆には「豫東二省の毎年停運せる蘄州粟米五万七千石は、前に保定・雄県二駐防兵米の此の項より撥給するを准されり。今密雲の事例相符す。需むる所の一半は本色たるべし」とあり、ここで言う「蘄糧」とは、かつて蘄糧として撥運されていたが現在では截留され、豫東で備蓄されている粟米であることが知られる。

蘄糧停止により遵蘄は熱河米に頼らざるを得なくなつた。逆に言えば、喜峰口から安定的に米糧が供給されることを前

提として折銀が実施されたのである。そして同じ頃、古北口もまた熱河米依存を強めつつあった。乾隆三五年には、直隸総督楊廷璋が、熱河・四旗・喀喇河屯三庁の常平倉穀六万石を米三万石に碾して古北口に送り、既存の一万石と合わせて計四万石を備蓄せよと提案し、乾隆三七年には、総督周元理が、米倉六〇間の増設、巡検に換えて満缺同知の派遣、密雲兵餉との一体運用、熱河米による買補更新などを奏請し、ともに裁可されている^⑤。更に乾隆五〇年、総督劉綰は、古北口の兵餉は倉儲では賄い切れないため、以前より財政を出動させ、承德府の各州県にて採買していたと述べており、嘉慶一五年にも同様の上奏がなされている^⑥。乾隆後半に至り、熱河の米糧供給能力はようやく遵薊豊三州県や古北口方面への陵糈・兵餉需要を満たす程度まで上昇したのである。

しかしそれでも、官民による熱河米の買付けは熱河の米価をゆつくりと押し上げていった。嘉慶一〇年には兵餉の折価額を每石一兩四錢から一兩八錢に引き上げざるを得なくなり、財政負担に堪えきれなくなった政府は、嘉慶一二年、翌年より陵糈と兵餉の半数を現物支給することを決断した。こうして嘉慶一三年より薊糧撥運は部分的に復活したのである^⑦。同治五年（一八六六）には、薊州・易州の兵餉を米

二五%、銀七五%の割合で支給するようになったが、同治九年には米貴による官兵の困窮を斟酌して米銀半数支給に戻された^⑧。

陵糈や兵餉の折銀支給は米穀市場の発展を促し、投機的売買をも発生させた。道光一五年（一八三五）、奉天・錦州における奸商の空売買行為の禁止を請うた御史豫泰の奏摺に対する上諭に「道光一二年、直隸の玉田・遵化などの州県では奸商が買空売空を行うので、諭旨を下してこれを禁止した」とあり、遵化方面で穀物の先物取引が行われていたことを伝える^⑨。同じ頃、西陵の置かれた易州および京師の南西側の軍事拠点である保定・雄県の喉元に位置する白溝河鎮でも富商が大量の穀物を囤積しており、国家需要の大きな地域の近辺に市場米の流通拠点が形成されたことをうかがわせる。

なお、折銀とは建値が銀であることを意味するに過ぎず、実際兵員に支払われるのは錢であったと思われる。咸豊四年、太平天国により急膨張した兵餉を賄うため銅鉄大錢の鑄造が開始されると、馬蘭鎮でも総兵慶錫が当百・当五十錢を鑄造し、永濟当は東錢一万五千吊分（制錢二五〇〇串に相当）を受け取った。永濟当とは雍正七年に開設された内務府所轄の官當典当であり、乾隆五一年と道光一二年に資本を増添し、

東銀一五万吊の貸付資金を有していた。その後大銀が行き詰まったので、署理馬蘭鎮総兵柏俊は永濟当保有の大銀を遵化・薊州・豊潤・玉田の四州県に引き取らせ、銀に換えて同当に返還した。^⑧ 同じく易州でも、西陵が築かれて間もない乾隆初頃から、馬蘭鎮に倣って官營典当が開設されていた。^⑨ 政府は兵員を通して薊易などの軍隊集結地に銀を散布するとともに、典当を併置してその需給調整を行っていたことが、これらのことから読み取れる。

米穀の商品化が進み、また永濟当のような金融業者が叢生したことにより、陵糶や兵餉を現物で支給する必要性は薄れた。薊糧撥運は嘉慶一二年より半分復活したが、その後は大きな政策転換を経ること無く、清末に至ったのである。

おわりに

清初から乾隆前半まで、京師北東方面の陵糶や兵餉は薊糧撥運もしくは採買によって、或いは両方式の併用によって確保された。採買される米は乾隆初頃より内地米から熱河米へと切り替えられた。その背景には熱河の開発と灤河水運による民間の米移出があった。乾隆三〇年以降は採買に代わって

折銀支給が基本となり、嘉慶一二年に半数が薊糧撥運に戻されたものの、清末まで折銀は継続された。以上が本稿の結論である。

熱河や奉天が関内への食糧供給基地として組み込まれたことにより、京師とその周辺に展開する軍隊の食糧現地調達は進み、漕糧、なかんずく兵餉として用いられる豫東二省の漕粟の役割は後退した。薊糧自体は清末まで残るものの、両省の漕糧は部分的に黑豆へと振り替えられた。一方、清代中期より直隸南部や山東北西部の粗布が関外に向けて移出されるようになり、^⑩これが熱河・奉天の穀物移出誘因の一つとなったものと思われる。湖広や四川とは比肩できないものの、同地の棉業を核として直隸・山東・奉天が緩やかな地域経済圏を形成し始めた結果、薊糧の使命は事実上終わりを迎えたのである。

註

- (1) 拙書『清代の市場構造と経済政策』名古屋大学出版会、二〇〇二年。華北東部については、同書第八章「清代山東の棉業と華北沿海部の食糧政策」および第九章「清代直隸の棉業と李鴻章の直隸統治」を参照。
- (2) 黨武彦「乾隆初期の通貨政策―直隸省を中心として―」九州大学『東洋史論集』一八号、一九九〇年。しかし錢流通一つ取り上げて見ても、北京を基軸として北東・北西・南部ではそれぞれ異なる計数法が行われていたのである。拙稿「清代東錢考」『史学雑誌』一一四編三号、二〇〇五年。
- (3) 星城夫『大運河発展史』平凡社、一九八二年、一八二―一八六頁。
- (4) 乾隆『天津県志』巻一一、河渠、漕運、薊運。嘉靖元年(一五二二)には渤海の風濤を避けるため、直沽河口と薊運河口との間四〇里(約二三キロメートル)に新河が開削され、全行程が河運となった。しかし乾隆三〇年の薊糧撥運停止(後述)により、新河は淤塞した。光緒『寧河県志』巻三、建置、河渠、新河。
- (5) 雍正一三年、直隸省の駐防滿洲官兵・綠旗官兵の俸餉は銀一三四万余両、米三万四千余石であった。中国第一歴史檔案館編『雍正末年撥放駐防官兵餉需史料』『歴史檔案』一九八六年三期。
- (6) 雍正『大清会典』巻五五、戸部、兵餉、在外官兵俸餉。
- (7) 稷米は江南から運ばれるため、稻米であることは確かである。『硃批諭旨』に「稷子糙米」「稷子米」などの用例があり、稷が稜に通じるとすると、稜子つまり籽の形をした長粒種のうるち(いわゆる籼米, indica)と考えられる。安部健夫も稜米を「な
- がごめ」と捉える(安部『清代史の研究』創文社、一九七一年、四一三頁)。
- (8) 康熙三四年には盛京での兵餉不足を薊州と山海関に備蓄された米で補おうとしている(『大清聖祖仁皇帝実録』巻一六八、康熙三四年九月丁丑)ように、薊州に兵米が無かったわけではない。しかしそれらは薊糧とは呼ばれていなかった。
- (9) 嘉慶「欽定大清会典事例」巻一六四、戸部、漕運、転輸薊易、康熙三四年・三十六年。
- (10) 『宮中檔雍正朝奏摺』第一三輯、雍正七年六月四日、直隸布政使王壽。同摺によれば、吏胥の不正とは、兵丁には賤価で銀を支給し、州県には貴価で採買したと報告して、差額を懐に入れるというものであったらしい。
- (11) 同右、第二六輯、無年月、和碩怡親王允祥等。
- (12) 『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第七冊、康熙五十六年二月二五日、直隸総督趙弘燾。
- (13) 雍正『大清会典』巻四〇、戸部、漕運一、歳額・永折米・隨時改折・截留。
- (14) 『大清聖祖仁皇帝実録』巻一〇七、康熙三十二年二月乙酉、雍正『大清会典』巻四〇、戸部、漕運一、永折米、康熙三十九年・三十二年・五八年。
- (15) 雍正七年には薊遼二州に運往すべき漕米三万石を截留して天津に備蓄し、更に毎年一万五千石を追加して新陳代謝を行い、古米を水師營の官兵俸糧に充当している。『大清世宗憲皇帝実録』巻八〇、雍正七年四月戊寅。
- (16) 『宮中檔雍正朝奏摺』第一九輯、雍正一〇年二月二五日、河東総督田文鏡。
- (17) 森田明「清代畿輔地域の水利官田政策」『社会文化史学』一八号、一九八〇年(森田『清代水利社会史の研究』国書刊行

会、一九九〇年所収。

(18) 嘉慶『欽定大清會典事例』卷一六四、戸部、漕運、輻輳簡易、乾隆十九年。但し、光緒『豊潤県志』卷三、田賦、営田によると、乾隆十二年より始まったとある。

(19) 雍正『大清會典』卷五五、戸部、兵餉、在外官兵俸餉（雍正九年）又覆准。派往熱河等處。開鑿官兵俸餉。官員作爲二季。兵丁作爲三季。在熱河倉内支給。

なお、漢文史料で用いられる「熱河」とは後の承德府治を指すが、地の文で「熱河」「熱河米」などと言う時には承德府全体を意味する。

(20) 嘉慶『欽定大清會典事例』卷一六五、戸部、漕運、漕糧改折、雍正十一年・乾隆二年・乾隆十六年。また、道光『欽定戸部漕運全書』卷七、漕糧額徵、改折抵兌。何れも翌年より実施。その後黑豆折徵額は豫東兩省ともに約一二万石を標準値とした。豫東漕糧の黑豆改折については統稿を準備しているが、とりあえず並木頼寿「清代河南省の漕糧について」東洋大学『東洋史研究報告』二号、一九八三年を参照。

(21) 『大清高宗純皇帝実録』（以下『高宗実録』と略記）卷一七三、乾隆七年八月是月、同右、卷一七四、乾隆七年九月丁巳。

(22) 同右、卷一七四、乾隆七年九月庚午、論大学士等・又論。

(23) 同右、卷一七八、乾隆七年一月丁巳。これに加え、通倉を補うため、署理直隸總督史貽直により、古北口で粟米一〇万石が採買された（『宮中硃批奏摺財政類』MF五五卷、乾隆七年一〇月二日、兼管戸部尚書事務徐本等、同右、乾隆八年六月八日、直隸布政使沈起元）。

(24) 同右、卷一九六、乾隆八年七月辛卯。

(25) 『清宮熱河檔案』檔案出版社、二〇〇三年、第一冊、乾隆八年十一月一日、協理山東道事四川道監察御史馬燠。

(26) 乾隆中期に至っても、モンゴル人の多くは斗斛を持たずに八溝や四旗に米を売りに来るので、方觀承はもし官斗が無ければ彼らは内地商人に騙されるだろうと訴え、斗行の廢止に反対している（『宮中檔乾隆朝奏摺』第一七輯、乾隆二八年五月一日、直隸總督方觀承）。彼らの生計に占める粟米販売のウエイトはさほど大きなものではなく、余剩が発生した時だけ市場に出す程度であったのだろう。因みに、八溝では雍正八年一二月に斗秤・雜貨・牛馬・煙・酒の五種の牙行が設置されたが、奸

牙の不当な徵稅行為に悩まされ、乾隆五年までに全て廢止された。その結果、市棍や蠶役の私的仲介行為が蔓延し、市場秩序が更に乱れたので、乾隆一〇年代になると牙行の復設が相繼いで奏請された（『宮中硃批奏摺財政類』MF三一卷、乾隆一三年八月一日、直隸總督那蘇図、同右、乾隆一四年八月二日、署理直隸總督陳大受）。これらの事柄から、八溝の米穀市場は雍正から乾隆中期にかけて、漸進的に整備されていったものと考えられる。

(27) 『高宗実録』卷二〇八、乾隆九年正月癸巳、論軍機大臣等。

(28) 同右、卷二〇八、乾隆九年正月癸巳、又論、同右、卷二〇九、乾隆九年正月癸卯。なお、民国『朝陽県志』卷二五、風土に

自清雍正初。始有直魯貧民。孤身北上。依於蒙古巨室。或其奴隸之家。披荆斬棘。墾荒而耕。年納其租於豪族。……至乾隆初。復遣直魯貧民於此。借地安民。民戶始各構房屋以居。自為村落。親友時相往來。而蒙民風俗。遂各異焉。

とあり、雍正初と乾隆初に直隸・山東の貧民を移住させたことが確認される。朝陽県は熱河の東部にあり、乾隆四三年に熱河が承德府と改称される以前は三座塔庁が置かれていた（『高宗実録』卷一〇五〇、乾隆四三年二月甲午）。

(29) 『高宗実録』卷二一一、乾隆九年二月乙丑。

- (30) 『宮中硃批奏摺財政類』MF五五卷、乾隆九年三月一七日、直隸總督高斌。
- (31) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、乾隆一十六年十一月二十七日、直隸總督方觀承。
- (32) 『高宗實錄』卷二四一、乾隆一〇年五月己亥。
- (33) 同右、卷二四三、乾隆一〇年六月戊午。
- (34) 同右、卷二四五、乾隆一〇年七月乙未。
- (35) 同右、卷二四六、乾隆一〇年八月乙巳・己酉、同右、卷二四七、乾隆一〇年八月是月、同右、卷二四九、乾隆一〇年九月是月。
- (36) 『宮中硃批奏摺財政類』MF五六卷、乾隆一二年七月二日、直隸總督那蘇圖。
- (37) 同右、五六卷、乾隆一二年八月六日、直隸總督那蘇圖。
- (38) 『高宗實錄』卷二九八、乾隆一二年九月己亥。
- (39) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、乾隆一十六年十一月二十七日、直隸總督方觀承。
- (40) 同右、第二輯、乾隆一十七年四月二十四日、直隸總督方觀承。
- (41) 『高宗實錄』卷四一八、乾隆一十七年七月丙寅。
- (42) 方觀承『方恪敏公奏議』卷五、畿輔奏議「採買米石」(乾隆一十七年十一月十五日)。
- (43) 『高宗實錄』卷四八九、乾隆二〇年五月壬寅。
- (44) 同右、卷六七三、乾隆一十七年一〇月是月。
- (45) 馬蘭鎮は遵化州に置かれた皇陵守護のための軍事拠点である(『高宗實錄』卷一六二、乾隆七年三月辛酉、同右、卷一八五、乾隆八年二月壬子など)。なお、本文では陵糶とは別に白米・粳米(短粒種のうち japonica)・糯米(もち)からなる「薊糧」があり、こちらは従来通り現物支給されたと言う。嘉慶「欽定大清會典事例」卷一六四、戸部 漕運 運輸薊易、雍正八年の

条に「題准。撥運薊糧。增截白糶・次白・糯米三色」とあり、これらの糯米はその後新たに追加されたものらしい。因みに、註(57)に引く二史料によると、官僚の俸給には糯米や粟米が、兵士の口食には粟米のみが支給されていた。

- (46) 『宮中硃批奏摺財政類』MF五七卷、乾隆三六年六月二日、直隸總督楊廷璋、同右、乾隆三八年五月二十四日、直隸總督周元理。
- (47) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四三輯、乾隆四三年六月一〇日、直隸總督周元理。
- (48) 『宮中硃批奏摺財政類』MF一〇卷、乾隆三五年九月五日、河南巡撫覺羅永德、同右、五七卷、乾隆四〇年一〇月九日、直隸總督周元理、同右、五八卷、嘉慶一〇年一月二日、署理山東巡撫全保、同右、五九卷、道光一二年閏九月一四日、河南巡撫楊國楨。
- (49) 『高宗實錄』卷七四七、乾隆三〇年一〇月庚申。
- (50) 『漕運則例纂』卷一八、截留撥運、京外截撥、乾隆三〇年。
- (51) 道光「欽定戸部漕運全書」卷六九、截撥事例、截留撥運、乾隆四五年。
- (52) 『高宗實錄』卷一〇九九、乾隆四五年正月壬寅。保定、雄県への転用については、『宮中檔乾隆朝奏摺』第二八輯、乾隆三二年九月九日、直隸總督方觀承に見える。
- (53) 『高宗實錄』卷八六九、乾隆三五年九月是月、同右、卷八七二、乾隆三五年一月壬子、同右、卷九一四、乾隆三七年八月乙丑。
- (54) 同右、卷一二三二、乾隆五〇年正月戊午、『大清仁宗睿皇帝實錄』卷二二六、嘉慶一五年一月癸丑。なお『宮中檔乾隆朝奏摺』には、乾隆四七年から、承德府内の採買指定地の変更を願い出る直隸總督の奏摺が出現する。
- (55) 嘉慶「欽定大清會典事例」卷二〇五、戸部、俸餉、各省兵餉

三、嘉慶一〇年。

(56) 光緒『欽定大清會典事例』卷一九八、戸部、漕運、運輸、筭易、嘉慶一二年。

(57) 同右、同治四年・八年。

(58) 『大清宣宗成皇帝實錄』卷二七六、道光一五年二月癸未。

(59) 同右、卷四五、道光二年一月庚寅、同右、卷二二五、道光一二年七月戊申、同右、卷三二四、道光一十九年七月丁巳。

(60) 『光緒朝硃批奏摺』第一〇二輯、光緒八年二月一七日、溥廉等。吳兆清「論清代內務府當舖之興衰」、『故宮學術季刊』一九九八年二期。

(61) 『高宗實錄』卷八〇、乾隆三年一月辛酉。

(62) 前註(1) 拙書。

(やまもと すすむ 北九州市立大学経済学部助教授)